

信託会社等に関する総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p>【本編】</p> <p>5 管理型信託会社</p> <p>5-2 登録に際しての留意事項</p> <p>5-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。）</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>(4) 管理型信託会社登録簿</p> <p>①~③ [略]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p>	<p>【本編】</p> <p>5 管理型信託会社</p> <p>5-2 登録に際しての留意事項</p> <p>5-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。）</p> <p>(1)~(3) [略]</p> <p>(4) 管理型信託会社登録簿</p> <p>①~③ [略]</p> <p>④ <u>管理型信託会社登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、管理型信託会社登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</u></p> <p>⑤ <u>管理型信託会社登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</u></p> <p>⑥ <u>縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</u></p> <p>イ. <u>上記④及び⑤又は当局の指示に従わない者</u></p> <p>ロ. <u>管理型信託会社登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者</u></p> <p>ハ. <u>他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めら</u></p>

改正案	現行
<p>[削除]</p> <p>(5) <u>管理型信託会社登録簿の縦覧</u> <u>法第9条第2項及び規則第15条に規定する管理型信託会社登録簿の縦覧については、次のとおり取り扱うものとする。</u> <u>なお、氏を改めた者が管理型信託会社登録簿の縦覧に係る申請をする場合においては、旧氏及び名を、申請者の氏名を記載した箇所に括弧書きで併せて記載することができることに留意する。</u></p> <p>① <u>電子メール等による縦覧</u></p> <p>イ. <u>電子メール等で管理型信託会社登録簿の縦覧に係る申請を受け付けた場合には、申請事項を確認のうえ、速やかに当該申請に係る管理型信託会社登録簿を電子メール等で送付する。ただし、管理型信託会社登録簿の整理その他必要がある場合は、送付が可能となった段階で、送付するものとする。</u></p> <p>ロ. <u>管理型信託会社登録簿の電子メール等による縦覧に係る申請は、以下の内容が記載された電子メール等によって受け付けるものとする。</u></p> <p>a. <u>氏名</u> b. <u>住所</u> c. <u>電話番号</u> d. <u>管理型信託会社登録簿の送付を希望するメールアドレス</u> e. <u>職業</u> f. <u>縦覧を希望する管理型信託会社登録簿に係る管理型信託会社の商号及び登録番号</u> g. <u>縦覧の目的</u></p>	<p>れる者</p> <p>⑦ <u>他の財務局長が登録を行った信託会社に係る縦覧の申請があった場合は、登録を行った財務局において縦覧が可能である旨を申請者に伝えるものとする。</u></p> <p>[新設]</p>

改正案	現行
<p><u>ハ. 当局の指示に従わない場合は、当該申請に係る管理型信託会社登録簿の送付を拒否することができるものとする。</u></p> <p><u>ニ. 他の財務局長が登録を行った管理型信託会社に係る管理型信託会社登録簿の縦覧の申請があった場合は、当該管理型信託会社の登録を行った財務局に対する縦覧の申請が可能である旨を申請者に伝えるものとする。</u></p> <p>② <u>財務局での縦覧</u></p> <p><u>イ. 管理型信託会社登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、管理型信託会社登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</u></p> <p><u>ロ. 縦覧の申出があった場合には、別紙様式20による管理型信託会社登録簿等縦覧申請書に所定の事項を記入するよう求めるものとする。</u></p> <p><u>ハ. 管理型信託会社登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</u></p> <p><u>ニ. 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</u></p> <p><u>a. 上記イ. からハ. までその他当局の指示に従わない者</u></p> <p><u>b. 管理型信託会社登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者</u></p> <p><u>c. 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</u></p>	

改正案	現行
<p><u>ホ. 他の財務局長が登録を行った管理型信託会社に係る管理型信託会社登録簿の縦覧の申出があった場合は、当該管理型信託会社の登録を行った財務局において縦覧が可能である旨を申出者に伝えるものとする。</u></p>	
7 自己信託	7 自己信託
7-1 行政報告	7-1 行政報告
<p>(1) 財務局長は、各四半期末現在における自己信託に係る法第50条の2第1項の登録の状況について、<u>別紙様式21</u>により各四半期末の翌月20日までに監督局長へ報告するものとする。</p>	<p>(1) 財務局長は、各四半期末現在における自己信託に係る法第50条の2第1項の登録の状況について、<u>別紙様式20</u>により各四半期末の翌月20日までに監督局長へ報告するものとする。</p>
(2) [略]	(2) [略]
7-2 登録に際しての留意事項	7-2 登録に際しての留意事項
<p>7-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。） 5-2-3に準じるものとする。ただし、登録番号は<u>別紙様式21</u>により管理するものとし、自己信託登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。 ・〇〇財務局長（自信〇）第〇〇号</p>	<p>7-2-3 登録の手続き（登録の更新の手続きを含む。） 5-2-3に準じるものとする。ただし、登録番号は<u>別紙様式20</u>により管理するものとし、自己信託登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。 ・〇〇財務局長（自信〇）第〇〇号</p>
8 特定信託業者	8 特定信託業者
8-1 行政報告	8-1 行政報告
<p>(1) 財務局長は、四半期末現在における法第51条第1項に規定する信託の受託者（以下「特定信託業者」という。）の状況について、<u>別紙様式22</u>により各四半期末の翌月20日までに監督局長へ報告するものとする。</p>	<p>(1) 財務局長は、四半期末現在における法第51条第1項に規定する信託の受託者（以下「特定信託業者」という。）の状況について、<u>別紙様式21</u>により各四半期末の翌月20日までに監督局長へ報告するものとする。</p>

改正案	現行
<p>(2) [略]</p> <p>9 特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO）</p> <p>9-1 行政報告</p> <p>(1) 財務局長は、四半期末現在における承認事業者の状況について、別紙様式23により各四半期末の翌月20日までに監督局長へ報告するものとする。</p> <p>(2) [略]</p> <p>9-2 登録に際しての留意事項</p> <p>9-2-2 登録の手続き</p> <p>5-2-3（5-2-3(1)②を除く。）に準じるものとする。ただし、登録番号は別紙様式23により管理するものとし、特定大学技術移転事業承認事業者登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇財務局長（特信）第〇〇号 <p>10 信託契約代理店</p> <p>10-1 行政報告</p> <p>(1) 財務局長は、各四半期末現在における信託契約代理店の状況について、別紙様式24により各四半期末の翌月20日までに監督局長へ報告することとする。</p> <p>(2) [略]</p> <p>10-2 登録に際しての留意事項</p>	<p>(2) [略]</p> <p>9 特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO）</p> <p>9-1 行政報告</p> <p>(1) 財務局長は、四半期末現在における承認事業者の状況について、別紙様式22により各四半期末の翌月20日までに監督局長へ報告するものとする。</p> <p>(2) [略]</p> <p>9-2 登録に際しての留意事項</p> <p>9-2-2 登録の手続き</p> <p>5-2-3（5-2-3(1)②を除く。）に準じるものとする。ただし、登録番号は別紙様式22により管理するものとし、特定大学技術移転事業承認事業者登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇財務局長（特信）第〇〇号 <p>10 信託契約代理店</p> <p>10-1 行政報告</p> <p>(1) 財務局長は、各四半期末現在における信託契約代理店の状況について、別紙様式23により各四半期末の翌月20日までに監督局長へ報告することとする。</p> <p>(2) [略]</p> <p>10-2 登録に際しての留意事項</p>

改正案	現行												
<p>10-2-4 登録の手続き 5-2-3 (5-2-3(1)②を除く。)に準じるものとする。ただし、登録番号は別紙様式24により管理するものとし、信託契約代理店登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。 ・〇〇財務局長(代信)第〇〇号</p> <p>10-3 監督に係る事務処理上の留意事項</p> <p>10-3-2 信託契約代理業務に関する報告書に関する留意事項 法第77条第2項及び規則第79条第2項に規定する信託契約代理業務に関する報告書の縦覧については、<u>5-2-3(5)</u>に準じて取り扱うものとする。なお、<u>5-2-3(5)①ロ. f.</u>において「商号及び登録番号」とあるのは「<u>商号、名称又は氏名、登録番号及び事業年度</u>」と、<u>5-2-3(5)②ロ.</u>において「<u>別紙様式20による管理型信託会社登録簿等縦覧申請書</u>」とあるのは「<u>別紙様式25による信託契約代理業務に関する報告書縦覧申請書</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>【別紙様式集】 別紙様式20</p> <p style="text-align: center;">管理型信託会社登録簿等縦覧申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>〇〇財務(支)局長 殿</p>	<p>10-2-4 登録の手続き 5-2-3 (5-2-3(1)②を除く。)に準じるものとする。ただし、登録番号は別紙様式23により管理するものとし、信託契約代理店登録簿に記載する登録番号は次のとおりとする。 ・〇〇財務局長(代信)第〇〇号</p> <p>10-3 監督に係る事務処理上の留意事項</p> <p>10-3-2 信託契約代理業に関する報告書に関する留意事項 法第77条第2項に規定する信託契約代理業務に関する報告書の縦覧については、<u>5-2-3(4)④から⑦</u>までに準じて取り扱うものとする。</p> <p>【別紙様式集】 [新設]</p>												
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%;">縦覧の目的</td> <td></td> </tr> </table>	縦覧の目的												
縦覧の目的													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">登録番号</th> <th style="width: 45%;">管理型信託会社等の商号又は名称</th> <th style="width: 15%;">貸出</th> <th style="width: 25%;">返納</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	登録番号	管理型信託会社等の商号又は名称	貸出	返納									
登録番号	管理型信託会社等の商号又は名称	貸出	返納										

改正案

現行

上記管理型信託会社登録簿等を縦覧したく、申請します。

申請者 氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

職 業 _____

貸出	時	分
返納	時	分

別紙様式 2 1
[略]

別紙様式 2 2
[略]

別紙様式 2 3
[略]

別紙様式 2 4
[略]

別紙様式 2 5

信託契約代理業務に関する報告書縦覧申請書

年 月 日

〇〇財務（支）局長 殿

別紙様式 2 0
[略]

別紙様式 2 1
[略]

別紙様式 2 2
[略]

別紙様式 2 3
[略]

[新設]

改正案

現行

縦覧の目的

登録番号	信託契約代理店の商号、名称又は氏名	報告書の年度	貸出	返納

上記信託契約代理業務に関する報告書を縦覧したく、申請します。

申請者 氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

職 業 _____

貸出	時	分
返納	時	分